

令和6年3月19日

求職者支援訓練認定申請機関 殿

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

福島支部 求職者支援課長

## 求職者支援訓練のスケジュールのお知らせ

(令和6年度 第2四半期(7月~9月) 開講コース)

当機構支部の業務につきましては、日頃よりご理解ご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年度第2四半期開講コースの訓練認定規模について、福島労働局の発表がありましたので、求職者支援訓練認定申請の受付について下記のとおり御案内いたします。

令和6年度第2四半期開講コースの訓練認定規模の詳細につきましては、福島労働局ホームページにてご確認ください。福島労働局の認定計画に基づき、四半期ごとに認定定員枠(認定上限)が定められていることから、定員を超えた申請があった場合は認定基準を満たしていても不認定となることがあります。

なお、令和6年度予算成立前であり、今後このお知らせの内容に変更がある可能性がありますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 申請機関が申請できるコース数の上限について

令和6年度第2四半期開講コースの申請においては、基礎コース、実践コースとも1機関の申請上限は設けず、申請ができるものとします。

なお、同じ月に複数の同一コースの申込みがある、または同じ地域に同日で複数の訓練開始日がある場合などは開講日を調整していただく場合がございます。

あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

## 2. 新規参入枠について

新規参入枠は基礎コース 30%（上限）、実践コース 30%（上限）とします。

## 3. 認定申請の受付期間

令和6年3月29日（金）～令和6年4月10日（水）16時まで

※申請書類に不備がある場合は修正をお願いすることがありますので、早めに認定申請されますようお願いいたします。

## 4. 申請書の補正期限

令和6年4月11日（木）～令和6年4月17日（水）15時まで

※補正期限までに申請書が提出されない場合は、認定の対象となりませんのでご注意ください。

## 5. 認定、認定通知、情報公開

※機構本部における認定作業は令和6年4月18日（木）以降となります。

なお、認定通知までには、申請の補正期間終了後約2週間を要する見込みです（令和6年5月2日（木）予定）。

## 6. 日程スケジュールについて

※別表「令和6年度 第2四半期（7月～9月）開講スケジュール」に基づき、訓練スケジュールの作成をお願いいたします。

【問い合わせ先】（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構

福島支部 求職者支援課

電話 024-534-3697

令和6年度 第2四半期(7月~9月)開講スケジュール

○認定申請受付期間 令和6年3月29日(金)~令和6年4月10日(水)

○認定申請補正受付期間 令和6年4月11日(木)~令和6年4月17日(水)

	募集期間		選考日	選考通知日	訓練開始日
① ※1	5月9日(木)~	6月14日(金)	6月19日(水)	6月21日(金)	7月3日(水)
◎②	5月9日(木)~	6月20日(木)	6月25日(火)	6月27日(木)	7月9日(火)
◎③	5月9日(木)~	6月28日(金)	7月3日(水)	7月5日(金)	7月18日(木)
④	5月9日(木)~	7月3日(水)	7月8日(月)	7月10日(水)	7月23日(火)
◎⑤	5月9日(木)~	7月8日(月)	7月11日(木)	7月16日(火)	7月26日(金)
◎⑥ ※2	5月9日(木)~	7月16日(火)	7月19日(金)	7月23日(火)	8月2日(金)
◎⑦	5月9日(木)~	7月22日(月)	7月25日(木)	7月29日(月)	8月8日(木)
⑧	5月13日(月)~	7月31日(水)	8月5日(月)	8月7日(水)	8月20日(火)
◎⑨	5月21日(火)~	8月2日(金)	8月7日(水)	8月9日(金)	8月22日(木)
⑩	5月27日(月)~	8月7日(水)	8月13日(火)	8月15日(木)	8月27日(火)
◎⑪ ※3	6月3日(月)~	8月16日(金)	8月21日(水)	8月23日(金)	9月4日(水)
⑫ ※4	6月5日(水)~	8月20日(火)	8月23日(金)	8月27日(火)	9月6日(金)
◎⑬	6月10日(月)~	8月23日(金)	8月28日(水)	8月30日(金)	9月11日(水)
⑭	6月17日(月)~	8月30日(金)	9月4日(水)	9月6日(金)	9月19日(木)
◎⑮	6月24日(月)~	9月5日(木)	9月10日(火)	9月12日(木)	9月26日(木)

◇留意事項

郡山・須賀川HW管内での実施をご検討の場合は、丸数字に◎がついた日程からお選びいただきますよう、お願い申し上げます。

また、県委託訓練の開始日等との兼ね合いから、以下の管内において訓練開始日として設定できない日程・分野がありますのでご了承ください。申請をお考えのコースが実践コースであり、かつ、以下に該当する場合、そのほかの日程からお選びいただきますようお願い申し上げます。

・設定から除く日程及び分野

【いわき・小名浜・勿来HW管内】 ①の日程で医療事務分野、⑥、⑦、⑫、⑬、⑮の日程で営業・販売・事務分野

【相双・相馬HW管内】 ③、⑬の日程で営業・販売・事務分野、⑧、⑨、⑩の日程で医療事務分野

【福島・二本松HW管内】 ②の日程で営業・販売・事務分野(経理事務系)

⑭の日程で営業・販売・事務分野(パソコン系)

⑫、⑬の日程で医療事務分野、⑬の日程で介護分野

⑧、⑨の日程でデザイン分野

【郡山・須賀川HW管内】 ③の日程で営業・販売・事務分野(経理事務系)、⑮の日程でIT分野

②、⑤の日程で営業・販売・事務分野(パソコン系)

⑬の日程で介護分野

【白河HW管内】 ⑧、⑨の日程で営業・販売・事務分野

【会津若松・喜多方HW管内】 ②、④、⑤、⑥、⑦、⑩、⑮の日程で営業・販売・事務分野

実践コースの設定ができないことにご留意ください。

※1①の日程では6か月訓練の設定が出来ないことにご留意ください。

※2⑥の日程では5か月訓練の設定が出来ないことにご留意ください。

※3⑪の日程では4か月訓練の設定が出来ないことにご留意ください。

※4⑫の日程では4か月訓練の設定が出来ないことにご留意ください。